請求人(略)

愛 知 県 監 査 委 員 篠 田 信 示

同川上明彦

同 山 内 和 雄

愛知県監査委員職務執行者 峰 野 修

同 須崎かん

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について (通知)

平成31年3月22日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号) 第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」とい う。)については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から平成31年3月22日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年4月6日付けで提出された事実証明書並びに同月10日に請求人が行った陳述及び同日付けで提出された事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の趣旨

監査委員は、愛知県知事に対し一宮市と連携して、愛知県(以下「県」という。)が一宮市に対して平成25年度から平成29年度の間に支払った民生委員協議会活動費交付金(以下「交付金」という。)10,634,080円のうち、①交付金過払額4,807,217円と、②交付基準額の減額106,361円、合計4,913,578円を返還させるために必要な措置をとることを一宮市に勧告するよう求める。

2 請求の理由

(1) 監査請求の主な理由

ア 民生委員協議会活動費交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に 従った精算が行われていないこと。

- イ 支払に対し領収書等での確認を一宮市、県とも行っていないこと(ほとんどは交付金対象、対象外の区別もなく、科目が合算されたものであり、精算できる資料になっていない。)。
- ウ 精算書が連区民生児童委員協議会(以下「連区協議会」という。)で作成されなくて、一宮市で作成され、精算額に影響を及ぼす改ざんや交付要綱に規定されている交付経費の解釈等を場当たり的に一宮市が行っていること。

(2) 制度の説明

ア 交付金、精算書の流れ等

- (ア) 交付金:県 → 一宮市 → 連区協議会
- (イ) 精算書: 県 ← 一宮市 ← 一宮市民生児童委員協議会連絡会長 【問題】実際は、一宮市で作成されている。
- (ウ) 収支計算書等:県 ← 一宮市 ← 連区協議会(原本の写し送付) 【問題】実際は、一宮市で改ざんしたものもあり、原本の写しが送付されていないが、県はほとんどチェックしていない。むしろチェックできる状態ではない。

イ 交付要綱の規定

交付要綱によれば、交付金は、「民生委員協議会の開催に要する経費について、」愛知県内の「単位民生委員協議会に」(先払い) 交付するものと

し、交付要綱第2において、交付の対象となる経費や交付額が規定されている。

3 交付金過払額

交付金の精算に使用した収支計算書をチェックしたところ交付基準額10,634,080円に対し支出金額合計は26,306,731円で、各連区協議会とも満額交付金が支払われていたが、支出金額のうち19,989,979円が別記1のとおり交付金対象経費外となるため、4,807,217円の過払いとなり、不当利得が生じている。

4 交付基準額の減額

交付要綱で規定された民生委員協議会の開催回数を下回るにもかかわらず、 虚偽の報告で精算が行われ、106,361円の減額が行われておらず、満額が支払 われている。

- 一宮市は連区協議会で行われる民生委員協議会の開催について、4月、6月、10月、12月の4回を除いて開催の確認を行っていない。県は報告を信じ何も確認を行っていない。
- 一宮市長から愛知県尾張福祉相談センター長宛ての「民生委員協議会活動費の実績報告について」の添付資料では、毎年予定どおり、月1回民生委員協議会が開催され、毎月出席者数が記載されている。しかし、連区協議会が県に提出している収支計算書等によれば、別記2の事実があり、一宮市民生児童委員協議会連絡会長から愛知県知事宛ての「民生委員協議会開催実績について(報告)」は、でたらめであることが歴然としている。

5 交付金及び返還額の年度別内訳

年 度	交 付 金 額	交付金過払額	交付基準額の 減 額	返還額合計
平成25年度	2, 127, 040円	1,063,484円	19,525円	1,083,009円
平成26年度	2, 122, 240円	914, 055円	23, 310円	937, 365円
平成27年度	2, 122, 240円	856, 929円	19,536円	876, 465円
平成28年度	2, 132, 120円	1,070,829円	22,870円	1,093,699円
平成29年度	2, 130, 440円	901,920円	21, 120円	923, 040円
合 計	10,634,080円	4,807,217円	106, 361円	4,913,578円

第2 監査の実施

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為や怠る事実があると認め

たときに、監査を求め、当該財務会計行為の防止、損害の補塡等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

公金の支出は、具体的には、支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)及び支出命令がされた上で、支出がされることによって行われるものである(法第232条の3、法第232条の4第1項)。請求人は、本件住民監査請求において、県が一宮市に対して交付金を支出していることを前提に、その違法性又は不当性を主張しているが、その支出を裏付ける支出負担行為及び支出命令の有無について、すなわち、法第242条第1項に係る要件の適合性も含めて、次のとおり監査を実施した。

1 監查対象事項

県が一宮市に対して、平成25年度から平成29年度までの間に支払った民生 委員協議会活動費交付金

2 監査対象機関

福祉局福祉部地域福祉課及び愛知県尾張福祉相談センター

第3 監查結果

- 1 認定した事実
 - (1) 関係法令等

本件住民監査請求に関係する法令等の定めは、別紙「関係法令等の定め」のとおりである。

交付要綱では、「その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。」(交付要綱第1)とされており、交付申請については、「申請書の提出は、市部にあっては民生委員協議会連絡会長が市長を経由し、(中略)毎年度5月10日までに提出しなければならない。」(交付要綱第3 2)こと、実績報告については、「実績報告書の提出は、市部にあっては民生委員協議会連絡会長が市長を経由し、(中略)翌年度の4月10日までに提出しなければならない。」(交付要綱第4 2)こととされている。

なお、交付要綱上「市長を経由し」とあるが、市長は、交付金の交付の当事者になるものではなく、民生委員協議会連絡会長が愛知県知事に申請書及び実績報告書を提出するときに、これらの書類を単に経由するという役割を担っているに過ぎない。

- (2) 交付金の支出
 - 一宮市の区域における交付金については、次のとおり、支出されていた。 ア 平成25年度
 - (ア) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長坂上團治郎は、平成25年4月8

日付けで、愛知県知事に対し、規則第3条に基づき「平成25年度民生委員協議会活動費交付金の交付について」を提出して、交付金の交付の申請をした。

- (イ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、同年5月29日付けで、規則第4 条に基づき交付金として、2,127,040円を交付する旨の交付決定をし、 一宮市民生児童委員協議会連絡会長坂上團治郎に書面で通知した。
- (ウ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長坂上團治郎は、同月31日付けで、 愛知県尾張福祉相談センター長に対し、交付決定に係る交付金全額の 概算払を請求した。これを受けて、愛知県尾張福祉相談センター長は、 同年6月21日、一宮市民生児童委員協議会連絡会長坂上團治郎に交付 金2,127,040円を交付した。
- (エ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成26年4月9日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成25年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。
- (オ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2,127,040円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。

イ 平成26年度

- (ア) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成26年5月1日付けで、愛知県知事に対し、規則第3条に基づき「平成26年度民生委員協議会活動費交付金の交付について」を提出して、交付金の交付の申請をした。
- (イ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、同月28日付けで、規則第4条に基づき交付金として、2,122,240円を交付する旨の交付決定をし、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。
- (ウ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、同月30日付けで、 愛知県尾張福祉相談センター長に対し、交付決定に係る交付金全額の 概算払を請求した。これを受けて、愛知県尾張福祉相談センター長は、 同年6月20日、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に交付金 2,122,240円を交付した。
- (エ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成27年4月8日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成26年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。
- (オ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を

2,122,240円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。

ウ 平成27年度

- (ア) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成27年5月1日付けで、愛知県知事に対し、規則第3条に基づき「平成27年度民生委員協議会活動費交付金の交付について」を提出して、交付金の交付の申請をした。
- (イ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、同月28日付けで、規則第4条に基づき交付金として、2,122,240円を交付する旨の交付決定をし、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。
- (ウ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、同月29日付けで、 愛知県尾張福祉相談センター長に対し、交付決定に係る交付金全額の 概算払を請求した。これを受けて、愛知県尾張福祉相談センター長は、 同年6月19日、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に交付金 2,122,240円を交付した。
- (エ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成28年4月6日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成27年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。
- (オ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2,122,240円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。

工 平成28年度

- (ア) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成28年5月2日付けで、愛知県知事に対し、規則第3条に基づき「平成28年度民生委員協議会活動費交付金の交付について」を提出して、交付金の交付の申請をした。
- (イ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、同年6月8日付けで、規則第4 条に基づき交付金として、2,132,120円を交付する旨の交付決定をし、 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。
- (ウ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、同月10日付けで、 愛知県尾張福祉相談センター長に対し、交付決定に係る交付金全額の 概算払を請求した。これを受けて、愛知県尾張福祉相談センター長は、 同月30日、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に交付金 2,132,120円を交付した。
- (エ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘は、平成29年4月中に、

愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成28年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。

(オ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同年5月16日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2,132,120円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘に書面で通知した。

才 平成29年度

- (ア) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘は、平成29年4月26日付けで、愛知県知事に対し、規則第3条に基づき「平成29年度民生委員協議会活動費交付金の交付について」を提出して、交付金の交付の申請をした。
- (4) 愛知県尾張福祉相談センター長は、同年5月26日付けで、規則第4 条に基づき交付金として、2,130,440円を交付する旨の交付決定をし、 一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘に書面で通知した。
- (ウ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘は、同年6月2日付けで、愛知県尾張福祉相談センター長に対し、交付決定に係る交付金全額の概算払を請求した。これを受けて、愛知県尾張福祉相談センター長は、同月30日、一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘に交付金2,130,440円を交付した。
- (エ) 一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘は、平成30年4月10日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成29年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。
- (オ) 愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同年5月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2,130,440円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘に書面で通知した。

2 判断

第2で述べたとおり、住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為や怠る事実があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計行為の防止、損害の補塡等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人は、本件住民監査請求において、県が一宮市に対して交付金を支出しているという前提で主張し、これを維持し続けた。

この点、一宮市の区域における交付金について、県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対して支出した事実は認められたものの、県が一宮市に対して支出した事実は認められなかったことから、本件住民監査請求の対象となる公金の支出等の県の財務会計上の行為は、そもそも存在しない。

第4 結論

以上により、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適 法であり、却下は免れない。

別記1

第1 問題点

- 1 交付の対象となる経費で交付要綱違反があること(金額合計19,506,327円)。
 - (1) 精算において交通費、食事代を含んだ会費、茶菓子、手土産、日当、弁当代、社会福祉大会等の参加費が対象経費に含めてある連区協議会があること。
 - (2) 一宮市、県とも領収書、報告書等による確認を行っていないこと。
 - (3) 交付要綱の解釈を一宮市が勝手に場当たり的に行っていること。
- 2 支払が違反であること (金額合計483,652円)。
 - (1) 精算書が連区協議会でなく一宮市で作成されていることを利用し、一宮市がそんたくし、精算の基になっている収支計算書を改ざんしていること。
 - (2) 連区協議会の収支計算書又は現金出納簿の写し(原本証明)を県に提出することになっているが、一宮市、県から取り寄せた資料が一致してないものがあること。しかも、県はほとんどチェックしていないこと。
 - (3) 一宮市は収支計算書の作成の判断を、連区協議会の判断に任せているため、県、一宮市からの収入が民生委員実費弁償費、県交付金、市交付金と3種類の収入があるが、収支計算書において、県交付金のみを計上しているところ、県交付金と市交付金を計上しているところ、3種類全てを計上しているところがある。一方、支出においては、交通費は3種類とも使用できると一宮市は解釈しているが、支出済額の内訳に記載されていない交通費もあること。
 - (4) 内部の収入・支出内訳書と県提出の収支計算書に差異があるため、説明を求めるも説明なく、一宮市も調査しようとしないこと。
 - (5) 明細が不明の支払があること。

第2 交付金の返還根拠

- 1 交付金の返還
 - (1) 領収書等での確認が行われていない。
 - ア 平成25年度から平成29年度の間、県に提出された収支計算書で連区協議会が領収書のコピーを添付しているのは、木曽川連区が平成27年度と28年度に8枚29件提出されているだけである。しかも、一宮市から県には1枚2件しか提出されていない。
 - イ コーヒー代を領収書と照合すれば、多くの連区協議会において照合で きないものがあり、返還額は更に増えると思われる。
 - ウ 一宮市は平成25年度三条連区の会議後のお茶代を対象経費から除外し

ている。しかし、26年度は認めている。

(2) 対象品目外使用

- ア 情報公開で入手した収支計算書等によれば、交付の対象となる経費の 大半は交付要綱に規定されていない交通費等であること。
- イ 起、小信中島、三条、大徳、朝日連区の合同会議の項目名は統一されていないが、尾西地区合同研修会で参加費(負担金)3,000円/1人には食事代が含まれており、交付金対象外経費であること。
- ウ 平成28年度、朝日連区の手土産の47,122円はコーヒー代と合算のため 交付金対象除外経費とした。
- エ 平成26年度、大徳連区の市議会傍聴経費は交通費以外の経費は考えられないため交付金対象外経費とした。
- オ 朝日連区以外の手土産、日当及び弁当代は、次表のとおり。

連区名	項	目	金	額	年	度	修	正	理	由
葉栗	手土産		13,	069円	27年	三度	交付	金対	象外経	費
大徳	手土産		8,	046円	29年	三度	交付	金対	象外経	費
北方	日当		57,	500円	29年	连度	交付	金対	象外経	費
奥	弁当代		16,	020円	29年	三度	交付	金対	象外経	費

(3) 支払が違反であること。

- ア 一宮市職員による改ざんが行われ精算が行われていること。県に収支 計算書の原本の写しを提出することになっているが、改ざんした収支計 算書が提出されている。平成28年度の富士連区の場合は数字合わせをし ているとしか思えない。
- イ 大志連区において県提出資料と内部日計表と内容が違うため、再三説明を求めるも説明がなく、一宮市も調査しようとしないこと。
- ウ 平成28年度、大志連区において、三重西ケアシステム施設見学研修参加時昼食代が県提出資料では6,000円であるが、内部資料では37,482円であること。このことは、研修参加者の前民生児童委員が内部調査で後者を確認していること。しかも、この補塡のためコーヒー代が架空計上されている可能性が極めて高いこと。領収書等での確認が必要。
- エ 平成25年度、小信中島連区は、研修会費用739,260円のうち、126,960 円を会場費、旅費、講演費としているが、明細ないため不明とした。また、 お茶代、コピー代83,780円計上されているが、金銭出納帳で42,880円しか 確認できないため、差額40,900円も合わせ167,860円を不明金とした。
- オ 提出された収支計算報告書に収入金額合計と支出金額合計が違う、繰越金が前期繰越金と違う等明らかな間違いがあること。領収書等での確認が必要で返還金は増える。

なお、今回の返還額には影響はなかったが、西成連区において「A」協議会の代表として参加の市内・市外の旅費、「B」県・市福祉大会への参加旅費を連区協議会は対象経費として申請しているが、一宮市は連区協議会に連絡することなく

25年度: A 57,000円・B 129,500円を対象外経費とした。

26年度: B 95,000円を対象外経費とした。

27年度: B 95,000円を対象外経費とした。

そして、28年度A 63,000円・B 133,000円、29年度A 53,000円・B 136,500円両方とも対象経費とした。

また、一宮市は一宮市補助金等交付規則第19条で検査することができるとあるも検査をしないのは、一宮市が、精算資料作成時、改ざん、過大金額計上、対象経費判定に一貫性がない等の問題があり調査ができない状態だと思われる。したがって、県からの強い行政指導により、当然行っていなければならない領収書等との照合をお願いしたい。

別記2

県に提出した資料等から交付基準額に問題の連区協議会の状況は以下のとおりである。

第1 大志連区の場合

平成16年12月1日から平成28年11月30日の定年まで在職されていた前民生児童委員の証言では、4月、6月、10月、12月の4回の会議以外に会議が行われた記憶がないとのことである。県に提出されている収支報告書によれば毎年度毎月会議(平成28年度のみ7月を除いて)が行われ多額のコーヒー代が支払われたことになっているが、内部資料には記載がない。また、平成26年度のみ毎月のコーヒー代43,050円を一宮市は一旦交付対象経費に認め、その後交付対象経費外としているが理由が定かでない。

第2 大徳連区の場合

平成26年度5月は定例会なしと記載されている。11月は人数の記載がない。 (なお、この資料は一宮市への情報公開では、添付が省かれていたが、他の確認のため、県への情報公開で入手できた資料である。)

第3 宮西連区の場合

平成28年度会議費内訳でペットボトルが毎月15本から21本購入されているが、 8月のみ購入がない。

第4 木曽川連区の場合

毎年度、毎月の定例会日が決められており、会議の参加人員は平成25年度約540名、26年度約510名、27年度約500名、28年度約500名、29年度記入なしであるが、一宮市長は、各々428名、432名、445名、449名、449名で県に報告しており、一宮市民生児童委員協議会連絡会長は月別に分解し細かい数値で県知事に報告している。

上記説明のとおりで一宮市、社協も参加しての年4回の会議を除いて、毎月会議を行ったという信びょう性はない。

交付金減額表

連区名	年 度	交 付 金 額	減 額 額	減額後交付金額	
宮西	28年度	73, 360円	73, 360円 3, 345円		
大志	25年度	63, 100円	19,525円	43,575円	
大志	26年度	62,504円	19,536円	42,968円	
大志	27年度	62,504円	19,536円	42,968円	
大志	28年度	63, 584円	19,525円	44,059円	
大志	29年度	65,080円	21, 120円	43,960円	
大徳	26年度	78, 488円	3,774円	74,714円	
合	計	468, 620円	106, 361円	362, 259円	

別紙 関係法令等の定め

民生委員協議会活動費交付金交付要綱(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、適用されるもの)

(通則)

第1 民生委員協議会活動費交付金(以下「交付金」という。)は、民生委員協議会活動の進展を図るため民生委員協議会の開催に要する経費について、予算の範囲内において愛知県内(政令指定都市及び中核市を除く)の単位民生委員協議会に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。(交付の対象及び基準)

第2 第1に規定する交付の対象、交付基準及び交付額は次のとおりとする。

. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
交付の対象となる経費	交 付 額
1 民生委員協議会の	次の算定基準による額を交付する。ただし、民生
資料作成·購入費	委員協議会の開催経費の支出決算額が、この算定基
	準による算定額を下回った場合は、当該支出決算額
2 民生委員協議会の	とする。
会議費・研究会費	・算定基準による額
茶代、会場借上料	1 民生委員協議会ごとの毎年度4月1日現在の民
及び講師謝礼を含	生委員定数1人につき 2,640 円(改選年度におい
む。	ては、改選前(4月から 11 月)定数 1 人につき
	1,784円、改選後(12月から3月)定数1人につ
3 民生委員協議会で	き 880 円。)。
必要とする通信費	ただし、民生委員協議会の開催回数が年 12 回に
	満たない場合は、未開催月における民生委員定数
	に 220 円を乗じて得た額(改選年度においては、
	改選前は223円、改選後は220円を定数に乗じて
	得た額)を減額する。
	2 毎年度4月1日現在の民生委員協議会(改選年
	度においては改選後の増を含む。) ごとに 33,400
	円。

(交付申請)

- 第3 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別記様式1のとおりとし、その提出部数は1部とする。
- 2 前項の規定による申請書の提出は、市部にあっては民生委員協議会連絡会長が市長を経由し、町村部にあっては民生委員協議会会長が町村長を経由し、毎年

度5月10日までに提出しなければならない。

ただし、年度途中で交付額の変更があった場合は、その都度新たに申請書を提出しなければならない。

(実績報告)

- 第4 規則第13条に定める実績報告書の様式は別記様式2のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。
- 2 前項の規定による実績報告書の提出は、市部にあっては民生委員協議会連絡会長が市長を経由し、町村部にあっては民生委員協議会会長が町村長を経由し、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

民生委員協議会活動費交付金交付要綱(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、適用されるもの)

- 第2 表の交付額の欄のうち算定基準による額
- 1 民生委員協議会ごとの毎年度4月1日現在の民生委員定数1人につき2,664 円(改選年度においては、改選前(4月から11月)定数1人につき1,784円、 改選後(12月から3月)定数1人につき880円。)。

ただし、民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合は、未開催月に おける民生委員定数に222円を乗じて得た額(改選年度においては、改選前は 223円、改選後は220円を定数に乗じて得た額)を減額する。

2 毎年度4月1日現在の民生委員協議会(改選年度においては改選後の増を含む。)ごとに33,400円。

民生委員協議会活動費交付金交付要綱(平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、適用されるもの)

- 第2 表の交付額の欄のうち算定基準による額
- 1 民生委員協議会ごとの毎年度4月1日現在の民生委員定数1人につき2,664 円(改選年度においては、改選前(4月から11月)定数1人につき1,816円、 改選後(12月から3月)定数1人につき884円。)。

ただし、民生委員協議会の開催回数が年 12 回に満たない場合は、未開催月に おける民生委員定数に 222 円を乗じて得た額(改選年度においては、改選前は 227 円、改選後は 221 円を定数に乗じて得た額)を減額する。

2 毎年度4月1日現在の民生委員協議会(改選年度においては改選後の増を含む。)ごとに33,200円。

民生委員協議会活動費交付金交付要綱 (平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、適用されるもの)

- 第2 表の交付額の欄のうち算定基準による額
- 1 民生委員協議会ごとの毎年度4月1日現在の民生委員定数1人につき 2,676 円(改選年度においては、改選前(4月から11月)定数1人につき1,816円、 改選後(12月から3月)定数1人につき884円。)。

ただし、民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合は、未開催月に おける民生委員定数に223円を乗じて得た額(改選年度においては、改選前は 227円、改選後は221円を定数に乗じて得た額)を減額する。

2 毎年度4月1日現在の民生委員協議会(改選年度においては改選後の増を含む。)ごとに33,400円。

愛知県補助金等交付規則(昭和55年3月26日規則第8号)

(補助金等の交付の申請)

- 第3条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 補助事業等の目的及び内容
 - (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - (5) その他知事の定める事項
- 2以下 略

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 略

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき (補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受

けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地 調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内 容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると 認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。